

一宮軟式野球連盟 審議委員会 規程

第1条（目的）

本委員会（以下 審議会）は、本連盟に於いて紛争、不正等が発生した場合に審議し、処分案を決定することを目的とする。

第2条（委員の選出）

正副理事長、各局部長及び理事会で選出した者を会長が委嘱する。

委員は審議会を構成し、正副理事長、常任理事を除く委員から正副委員長を互選する。委員長に事故ある場合は、副委員長がその職務を代行する。

第3条（開催要件）

審議会は、連盟会長の招集依頼により開催する。

審議会の開催は概ね次の場合とする。

1. 本連盟の会員たるチームが相互間に紛争を生じ、一方のチームが審判長（部）の同意を得て理事会に提訴した場合
2. 本連盟の会員たるチーム又は、選手の不正が発見された場合
3. 本連盟の会員たるチーム又は選手が、試合中に役員又は審判員に対し脅威を与え暴力を用いた場合
4. 本連盟の会員たるチーム又は選手が、試合中に役員又は審判員の指示に従わなかった場合
5. その他、本連盟の会員として体面を汚す行為があった場合

第4条（開催附則）

審議会は、原則非公開とする。

委員長は、当該チーム又は当事者を審議会に出席要請をすることができる。

委員長は、委員の意見を総合して処分案を決定し、連盟会長に上申する。

第5条（処分）

審議会の処分案は次の通りとし、チーム及び個人に対してする。

1. 戒 告
2. 出場停止
3. 除 名

第6条（処分の決定、通知）

処分案は会長の承認により、連盟の処分として決定する。

処分決定後、連盟会長は当該チーム及び当事者に処分を通知する。

第7条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議を要する。

附 則

この規定は、平成23年2月20日より施行する。

この規定は、平成25年2月17日より改正する。

この規定は、令和2年2月16日より改正する。